

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（JIS C 62841-1（以下、第1部）の規定による。） 電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 機械的危険 19.1 ベルトサンダの研磨ベルト及びベルトローラ以外の、可動部分及び危険な部分は、電動工具の使用及び動作に影響がない限り、通常使用において、人に危険を与えないように適切な保護を配置するか、又は覆われていなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条26 26.3	箇条26 接地接続の手段 26.3 着脱できる部分に接地接続をもつ場合、その部分を所定の位置に置くときは、通電部に接続する前に接地部を接続するようになっていなければならない。また、その部分を取り外すときには、接地接続より前に通電接続が外れなければならない。 電源コードをもつ電動工具の場合、コード止めと端子との間の導体の長さは、コードがコード止めから抜けたときに	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					接地用導体よりも先に、通電導体が引っ張られるようになっていなければならない。（第1部の規定による。）	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.14.1.101	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示及び取扱説明書 8.14.1.101 ベルトサンダ及びドラムサンダの安全性に関する警告 ベルトサンダ及びドラムサンダの安全性に関する警告は、次を記載しなければならない。 警告：研磨面が、電動工具自体の電源コードと接触するおそれがある場合は、ハンドルなどの絶縁された保持面を持って電動工具を操作して下さい。研磨面が、電源コードを損傷した場合、電動工具のむき出しになった金属部に触ると、感電するおそれがあります。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条15 15.1 箇条17 17.1	箇条15 耐腐食性 15.1 関連する個別規格群で規定する通電部分及び機械部品の鉄製部分は、腐食に対する保護を十分に施さなければならない。（第1部の規定による。） 箇条17 耐久性 17.1 規定の耐久性試験において、電動工具は、この規格	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条21 21.25 箇条22 22.6 箇条23 23.1.6 箇条24 24.11	への適合性を損なうような電氣的又は機械的な不良を生じない構造でなければならない。(第1部の規定による。) 箇条21 構造 21.25 腐食によって危険が生じるおそれがある導電部等は、通常使用状態の下で耐腐食性をもたなければならない。(第1部の規定による。) 箇条22 内部配線 22.6 位置又は角度を調整できるハンドルは、規定の屈曲試験を行ったとき、電氣的接続及び内部導体に過度のストレスが生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条23 構成部品 23.1.6 開閉が繰り返される電気機械接点を含む自動温度調節装置は、適した耐久性をもたなければならない。(第1部の規定による。) 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.11 運転中に曲げられる電源コードをもつ、可搬形電動工具以外の電動工具の電源コードは、規定の屈曲試験において、繰り返しの屈曲から電源コードを保護する構造でなければならない。(第1部の規定による。)	
第五 条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当	箇条7	箇条7 分類	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	場所を考慮した安全設計	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	7.2 箇条8 8.1 箇条14 14.1	7.2 電動工具は、水の有害な浸入に対し適切な保護等級をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条8 表示及び取扱説明書 8.1 電動工具には、水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード等の定格に関する情報を表示しなければならない。（第1部の規定による。） 箇条14 耐湿性 14.1 電動工具は、通常使用時に生じる湿気に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.1 箇条21 21.6 箇条24 24.4	箇条13 耐熱性及び耐火性 13.1 部品は、熱による変形に対して十分な耐性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条21 構造 21.6 木材、綿、絹、普通紙等の繊維質又は吸湿性のある材料は、絶縁の用途に用いてはならない。（第1部の規定による。） 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.4 電源コードは、オーデナリーゴムシース付きコード等と同等以上の特性のものでなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	箇条7 分類	
				7.1	7.1 電動工具は、感電に対する保護に関し、次のクラスのいずれかでなければならない。 クラス0I、クラスI、クラスII（第1部の規定による。）	
				箇条9	箇条9 充電部への近接に対する保護	
				9.1	9.1 電動工具は、充電部との偶発的な接触に対して十分な保護をする構造でなければならない。また、充電部は覆われていなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条18	箇条18 異常運転	
				18.1	18.1 電動工具は、異常運転によって感電に対する保護を損なうような機械的損傷の危険を可能な限り防止するような設計でなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条20	箇条20 機械的強度	
				20.1	20.1 衝撃試験等において、電動工具の充電部は、規定の検査プローブにより触れてはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条22	箇条22 内部配線	
				22.6	22.6 金属製の可とうチューブの屈曲試験後、電動工具の充電部は接触できてはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.19	24.19 機器用インレットは、コネクタの挿入又は抜取り時に充電部が可触にならないように配置又は密閉しなければならない。（第1部の規定による。）	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条14 箇条24 24.6 箇条26	箇条14 耐湿性（第1部の規定による。） 液体システムは、液漏れ試験及び水圧試験後、漏えい電流は、規定の値を超えてはならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.6 クラスI電動工具の電源コードは、電動工具の内部接地端子及びプラグの接地接点に接続されていなければならない。（第1部の規定による。） 箇条26 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に、充電部になるおそれがある電動工具の可触部分は、接地用端子又は機器用インレットの接地極に恒久的かつ確実に接続しなければならない。	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条12 箇条14	箇条12 温度上昇 モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。） 箇条14 耐湿性 電動工具は、規定の耐湿試験の後に行われる耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条16	箇条16 変圧器及び関連回路の過負荷保護 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ電動工具において、短絡によって、変圧器の内部又は変圧器に接続した回路のモータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	
				箇条18 18.1.1	箇条18 異常運転 18.1 規定の異常運転試験において、充電部と可触部分との間は、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条20 20.1	箇条20 機械的強度 20.1 衝撃試験等の後、電動工具は、充電部と可触部分との間で、規定する耐電圧試験に耐えなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条21 21.9	箇条21 構造 21.9 電動工具内の配線として用いる可とうケーブル又はコードの内部導体は、クラスII構造の部分で用いる場合、可触金属部から絶縁しなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条24	箇条24 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.20	24.20 相互接続コードの導体の絶縁は、その動作電圧に対して十分なものでなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条25	箇条25 外部導体用端子	
				25.3	25.3 X形取付け用端子は、内部配線には応力が加わらない状態で、沿面距離及び空間距離が規定した値未満にならないように固定しなければならない。（第1部の規定による。）	
				箇条28	箇条28 沿面距離、空間距離及び固体絶縁（通し絶縁距離）	
				28.1	28.1 沿面距離及び空間距離は、規定する値以上でなければならない。（第1部の規定による。）	
				28.2	28.2 動作電圧に応じて、固体絶縁（通し絶縁距離）が十分でなければならない。（第1部の規定による。）	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条13 13.2 箇条18	箇条13 耐熱性及び耐火性 13.2 非金属材料の部品は、十分な耐着火性及び耐延焼性をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転（第1部の規定による。） 規定の回転子等の拘束試験、部品の故障試験等の異常運転試験において、電動工具は炎を放出してはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条12 12.1	箇条12 温度上昇 12.1 電動工具のハンドル、ノブ、グリップ等は、定格入	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。			力又は定格電流において規定の温度以上になってはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1.101 19.1.102 19.1.103	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条19 機械的危険 19.1.101 ベルトサンダは、意図された機能を制限することなく、作業者に最も近いローラによる挟み込みの危険を最小にするような設計でなければならない。 19.1.102 ベルトサンダは、意図する機能を制限することなく、作業者に最も近いローラ以外のローラの巻込み部への接近を制限するような設計でなければならない。 19.1.103 ベルト接触面の端部を越えて延びているローラの端は、滑らかで、鋭い角があってはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条19 19.1 箇条20 20.1	箇条19 機械的危険 19.1 電動工具の保護外郭、カバー、ガード等は、十分な機械的強度をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条20 機械的強度 20.1 電動工具は、予期する手荒な扱いに耐える構造でな	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条25 25.2	なければならない。（第1部の規定による。） 箇条25 外部導体用端子 25.2 電源コード用端子は、接続部に規定の引張力を加えたとき、接続部に損傷が生じてはならない。（第1部の規定による。）	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条12 12.5 箇条18 18.1.1 18.5.3	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 6.1 電動工具は、毒性、又はこれに類する危険性が生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条12 温度上昇 12.5 温度上昇試験中、封止コンパウンドは、流出してはならない。（第1部の規定による。） 箇条18 異常運転 18.1.1 規定の異常運転試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。（第1部の規定による。） 18.5.3 回転子等の拘束試験において、電動工具は溶融金属を放出してはならない。（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6	箇条6 放射線、毒性及び類似の危険源 注記 以前の研究によって、規定に従って測定される、電動工具又は芝生用及び庭園用電動機械から放射される電磁界（EMF）のレベルは、適用する限度値よりかなり低い	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					値であって、EMFの唯一の発生源は、一般的には交直両用モータ、直流（ブラシ有り又は無し）モータ、誘導モータ又はソレノイドモータである。従って、規定に従った一般的な測定は不要とされた。（第1部の規定による。）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項（第1部の規定による。） 電動工具は、人体及び／又は周囲に危害を与えないように安全に動作する構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.18.2.3	箇条21 構造 21.18.2.3 電源スイッチは、意図しない動きによって、スイッチが“オン”位置にならないような位置にしなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21 21.18.2.1 箇条23 23.3	箇条21 構造 21.18.2.1 可搬形電動工具は、モーメンタリ電源スイッチをもたない場合、電源の中断後に電圧が回復したときに危険が生じてはならない。（第1部の規定による。） 箇条23 構成部品 23.3 電動工具のスイッチをオフにするような保護装置は、意図しない始動に関連するリスクがある場合は、非自	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					己復帰形のものでなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.1	箇条10 始動 10.1 電動工具は、使用中に起こる可能性のある通常電圧状態の下で始動しなければならない。（第1部の規定による。）	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するように安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条11 箇条24 24.5 24.20	箇条11 入力及び電圧 定格入力又は定格電流は、測定した無負荷の入力又は電流の110%以上でなければならない。 箇条24 電源接続及び外部可とうコード 24.5 電源コードは、規定する値以上の公称断面積をもつもの、又は規定の許容電流に適合するものでなければならない。（第1部の規定による。） 24.20 相互接続コードの導体の断面積は、温度上昇試験中に導体に流れる最大電流に基づいて決定されなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条18 18.8 18.8.1	箇条18 異常運転 18.8 安全重要機能をもつ電子回路 18.8.1 一般 安全重要機能をもつ電子回路は、予期できる環境において	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					起り得る電磁環境ストレスにさらされても、安全重要機能の損失に影響があつてはならない。 電子回路に対して、規定のイミュニティ試験の後、安全重要機能を損失してはならない。（第1部の規定による。）	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条8 8.3	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条8 表示及び取扱説明書 8.3 ベルトサンダ、ドラムサンダ及びドラムポリッシャには、回転方向を、消えない方法によって、表示しなければならない。	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		<p>方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 62841-2-4：2020

規格名：手持形電動工具、可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性－

第2-4部：ディスク形以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	制度による表示)	<p>気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	<p>四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの)に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	—	—